

# 防火設備定期検査 業務基準

(2025年改訂版)



一般財団法人 日本建築防災協会

# 目 次

第 1 編 用語の定義・解説	1
第 2 編 防火設備定期検査業務基準	
1. 定期検査制度の趣旨	11
2. 定期検査の基本事項	11
2.1 検査対象となる建築物及び防火設備	11
2.2 事前準備	12
2.3 検査関係	14
3. 定期検査の要領	14
3.1 書類確認	14
3.2 保守管理の状況	15
4. 定期検査の手順	15
5. 定期検査に必要とされる器材	17
6. 定期検査における安全の確保	20
第 3 編 防火設備定期検査報告書及び作成要領	
1. 防火設備定期検査報告書（第三十六号の八様式）	21
2. 防火設備定期検査報告概要書（第三十六号の九様式）	33
第 4 編 防火設備の定期検査及び検査結果表	
1. 防火設備の検査項目、検査方法及び判定基準	37
2. 防火設備の検査結果表	42
2.1 添付図書について	42

## 第5編 構造基準及び設置基準

1. 煙及び熱感知連動機構・装置等の構造基準	55
1.1 感知器	55
1.2 連動制御器	57
1.3 連動中継器	58
1.4 危害防止用連動中継器	58
1.5 自動閉鎖装置	59
1.6 温度ヒューズ装置	59
1.7 座板感知部	61
1.8 予備電源用蓄電池	61
1.9 手動閉鎖装置	62
2. 煙及び熱感知連動機構・装置等の設置基準	63
2.1 連動機構	63
2.2 感知器	63
2.3 連動制御器	65
2.4 防火扉、防火シャッター及び耐火クロススクリーンの連動	66
2.5 自動閉鎖装置	69
2.6 連動中継器	69
2.7 危害防止用連動中継器	69
2.8 温度ヒューズ装置	70
2.9 手動閉鎖装置	70

## 第6編 防火設備検査項目解説

1. 防火扉	71
〔防火扉〕	71
(1) 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	72
(2) 扉の取付けの状況	74
(3) 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	82
常時閉鎖した状態にある防火扉（常閉防火扉）	84
(4) 固定の状況	85
人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	86
(5) 作動の状況	87
〔連動機構〕	92
煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	92
(6) 設置位置	93
(7) 感知の状況	97
温度ヒューズ装置	99
(8) 設置の状況	100
連動制御器	101

(9) スイッチ類及び表示灯の状況	102
(10) 結線接続の状況	103
(11) 接地の状況	104
(12) 予備電源への切り替えの状況	105
<b>連動機構用予備電源</b>	106
(13) 劣化及び損傷の状況	107
(14) 容量の状況	108
<b>自動閉鎖装置</b>	109
(15) 設置の状況	110
(16) 再ロック防止機構の作動の状況	112
<b>〔総合的な作動の状況〕</b>	113
(17) 防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況	114
(18) 防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	115
<b>2. 防火シャッター</b>	119
<b>〔防火シャッター〕</b>	119
<b>設置場所の周囲状況</b>	119
(1) 閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	120
<b>駆動装置（(2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。）</b>	121
(2) 軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	123
(3) スプロケットの設置の状況	124
(4) 軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	125
(5) ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	126
<b>カーテン部</b>	127
(6) スラット及び座板の劣化等の状況	128
(7) 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	131
<b>ケース</b>	132
(8) 劣化及び損傷の状況	133
<b>まぐさ及びガイドレール</b>	135
(9) 劣化及び損傷の状況	136
<b>危害防止装置</b>	138
(10) 危害防止用連動中継器の配線の状況	139
(11) 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	140
(12) 危害防止装置用予備電源の容量の状況	141
(13) 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	142
(14) 作動の状況	143
<b>〔連動機構〕</b>	145
<b>煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器</b>	145
(15) 設置位置	146
(16) 感知の状況	150

温度ヒューズ装置	152
(17) 設置の状況	153
連動制御器	154
(18) スイッチ類及び表示灯の状況	155
(19) 結線接続の状況	156
(20) 接地の状況	157
(21) 予備電源への切り替えの状況	158
連動機構用予備電源	159
(22) 劣化及び損傷の状況	160
(23) 容量の状況	161
自動閉鎖装置	162
(24) 設置の状況	163
手動閉鎖装置	164
(25) 設置の状況	165
〔総合的な作動の状況〕	166
(26) 防火シャッターの閉鎖の状況	167
(27) 防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。） の形成の状況	168
3. 耐火クロススクリーン	172
〔耐火クロススクリーン〕	172
設置場所の周囲状況	172
(1) 閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	173
駆動装置	174
(2) ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	175
カーテン部	176
(3) 耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	177
(4) 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	178
ケース	179
(5) 劣化及び損傷の状況	180
まぐさ及びガイドレール	181
(6) 劣化及び損傷の状況	182
危害防止装置	184
(7) 危害防止用連動中継器の配線の状況	185
(8) 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	186
(9) 危害防止装置用予備電源の容量の状況	187
(10) 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	188
(11) 作動の状況	189
〔連動機構〕	192
煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	192
(12) 設置位置	193
(13) 感知の状況	197

連動制御器	199
(14) スイッチ類及び表示灯の状況	200
(15) 結線接続の状況	201
(16) 接地の状況	202
(17) 予備電源への切り替えの状況	203
連動機構用予備電源	204
(18) 劣化及び損傷の状況	205
(19) 容量の状況	206
自動閉鎖装置	207
(20) 設置の状況	208
手動閉鎖装置	209
(21) 設置の状況	210
〔総合的な作動の状況〕	211
(22) 耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	212
(23) 防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。） の形成の状況	213
4. ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備	217
〔ドレンチャー等〕	217
設置場所の周囲状況	217
(1) 作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	218
散水ヘッド	219
(2) 散水ヘッドの設置の状況	220
開閉弁	221
(3) 開閉弁の状況	222
排水設備	223
(4) 排水の状況	224
水源	225
(5) 貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	227
(6) 給水装置の状況	228
加圧送水装置	229
(7) ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	231
(8) 結線接続の状況	233
(9) 接地の状況	234
(10) ポンプ及び電動機の状況	236
(11) 加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	238
(12) 加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	239
(13) 加圧送水装置用予備電源の容量の状況	240
(14) 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	244
〔連動機構〕	247
煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。）	247
(15) 設置位置	248

(16) 感知の状況	249
<b>連動制御器</b>	251
(17) スイッチ類及び表示灯の状況	252
(18) 結線接続の状況	253
(19) 接地の状況	254
(20) 予備電源への切り替えの状況	255
<b>連動機構用予備電源</b>	256
(21) 劣化及び損傷の状況	257
(22) 容量の状況	258
<b>自動作動装置</b>	259
(23) 設置の状況	260
<b>手動作動装置（現地操作部）</b>	261
(24) 設置の状況	262
<b>〔総合的な作動の状況〕</b>	263
(25) ドレンチャー等の作動の状況	265
(26) 防火区画（令第112条第11項から第13項の規定による区画に限る。）の形成の状況	267

## 第7編 防火設備定期検査に係る関係法令

<b>1. 建築基準法関係</b>	273
○建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）	273
○建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抄）	277
○建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（抄）	289
<b>告示</b>	
<b>【防火設備の構造方法に関するもの】</b>	
○昭和48年建設省告示第2563号（最終改正 令和2年4月1日）	290
防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件	
○昭和48年建設省告示第2564号（最終改正 令和2年4月1日）	292
防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備等の構造方法を定める件	
○平成12年建設省告示第1360号（最終改正 令和6年3月25日）	293
防火設備の構造方法を定める件	
○平成12年建設省告示第1366号（最終改正 平成27年10月8日）	297
防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に 設ける防火設備の構造方法を定める件	
○平成12年建設省告示第1369号（最終改正 令和6年3月26日）	297
特定防火設備の構造方法を定める件	
○平成27年2月23日国土交通省告示第255号（最終改正 令和6年3月29日）	298
建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件	
○令和元年6月21日国土交通省告示第193号（最終改正 令和6年3月26日）	300
建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件	
○令和元年6月21日国土交通省告示第194号（最終改正 令和6年3月25日）	306
防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件	

○令和元年6月21日国土交通省告示第196号（最終改正 令和6年3月25日）	308
二十分間防火設備の構造方法を定める件	
○令和元年6月21日国土交通省告示第197号（最終改正 令和2年4月1日）	308
防火壁及び防火床の構造方法を定める件	
○令和2年2月27日国土交通省告示第198号（最終改正 令和6年3月25日）	309
十分間防火設備の構造方法を定める件	
○令和2年3月6日国土交通省告示第250号	311
警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件	
○令和2年3月6日国土交通省告示第251号（最終改正 令和6年3月25日）	311
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	
を定める件	
○令和2年4月1日国土交通省告示第522号	312
通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさない建築物の二以上の部分の構造方法を定める件	
○令和6年3月26日国土交通省告示第227号	312
壁等の構造方法を定める件	
○令和6年3月26日国土交通省告示第228号	324
壁等の加熱面以外の面のうち防火上支障がないものを定める件	

## 告示

### 【防火設備の検査等に関するもの】

○平成28年国土交通省告示第723号（最終改正 令和7年1月29日）	326
防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件	
○平成28年国土交通省告示第240号（最終改正 令和7年1月29日）	327
定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件	

## 通知

### 【防火設備の検査等に関するもの】

○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）（令和6年6月28日事務連絡）	328
○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示の施行について（令和7年1月29日国住指第369号）	328

2. 消防法関係	331
○消防法（昭和23年法律第186号）（抄）（最終改正 令和5年6月16日）	331
○消防法施行令（昭和36年政令第37号）（抄）（最終改正 令和6年1月17日）	331



3. 官公法関係 .....	331
○官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）（抄）（最終改正 令和4年5月20日） .....	331
○官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第38号）（抄）（最終改正 令和元年6月20日） .....	331